

令和8年度林野火災復旧関連木材利用促進PR業務

業務仕様書

令和8年4月
岩手県

令和8年度林野火災復旧関連木材利用促進PR業務 業務仕様書

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和8年度林野火災復旧関連木材利用促進PR業務」（以下「本業務」という。）の受託候補者の選定に関し、県が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 業務名称

令和8年度林野火災復旧関連木材利用促進PR業務

2 本業務の背景及び目的

令和7年2月に発生した大船渡市林野火災は、延焼面積が平成以降で最大規模となり、その後の復旧には、林野火災被災木の伐採・搬出後の再造林が必要となっているが、これに伴い大量に搬出される被災木の販売先（利用先）の確保が課題となっている。（別紙1参照）

上記の課題を解決し、大船渡市林野火災の復旧を図るため、本業務では、首都圏における被災木利用促進セミナーや林野火災の現地視察ツアー等の開催を通じて、被災木の利用が大船渡市林野火災の復旧支援になることを普及・啓発するとともに、企業等による具体的な被災木利用につながる機会の創出を目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月12日（金）まで

4 委託料上限額

2,500,000円 以内（税込）

5 本業務の内容

- (1) 林野火災被災木及び県産木材利用促進セミナーの開催
 - ア 開催日
令和8年7月16日（木）～7月28日（火）のうち1日の13:00～15:00
（契約後日程調整）
 - イ 会場
MOCTION（東京都新宿区西新宿3-7-1 新宿パークタワー リビングデザインセンターOZONE 5F）
セミナー会場
 - ウ 内容
林野火災被災木利用の啓発及び県産木材の魅力を発信するためのセミナーに係る企画・運営
- (2) 林野火災現地視察ツアーの開催
 - ア 開催日
令和8年11月頃（契約後日程調整）に1泊2日の視察ツアーを1回開催
 - イ 場所
大船渡市内の林野火災現場及び被災木加工施設等
 - ウ 内容
林野火災現地ツアーの企画・運営

6 詳細

(1) 林野火災被災木及び県産木材利用促進セミナーの開催

目的	<p>「2 本業務の背景及び目的」を踏まえ、セミナーの開催により林野火災被災木利用の普及・啓発及び県産木材の魅力を発信すること。</p> <p>※岩手県が別途実施予定の県産木材企画展示 in MOCTION (別紙2参照) の出展の期間 (令和8年7月16日(木)～7月28日(火)) に併せて効果的なイベントとするもの。</p>
委託内容	<p>林野火災被災木利用の普及・啓発及び県産木材の魅力を発信するためのセミナーに係る企画・運営</p> <p>開催日：令和8年7月16日(木)～7月28日(火)のうち 1回の13:00～15:00(契約後日程調整)</p> <p>会場：MOCTION(東京都新宿区西新宿3-7-1 新宿パークタワー リビングデザインセンターOZONE 5F) セミナールーム</p> <p>想定する内容：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大船渡市林野火災と復旧に向けた取組、県産木材の魅力について紹介し、林野火災被災木を含めた県産木材の利用促進を目的とするセミナーとする。 ・セミナー来場者のメイン対象者は、林野火災復旧支援に関心のある設計・建築・家具関係企業及び一般市民とする。 ・大船渡市林野火災復旧に協力している企業・団体、県産木材をこれまで積極的に使用している企業、岩手県林業・木材関係団体の代表又は担当者等をパネラーとした、取組紹介及びパネルディスカッションの開催。 ・コーディネーターは、岩手県の林業・木材産業に精通した学識経験者等。 ・会場及びオンラインのハイブリッド開催とする。
留意事項等	<ul style="list-style-type: none"> ・契約額には、MOCTIONに隣接するセミナールーム、控室使用料及びパネラーの出演料を含む。なお、セミナールーム及び控室の利用及び利用料については、MOCTION運営者と調整済であること。 ・セミナー出演者は、県において選定すること。 ・セミナーの開催により、林野火災被災木利用の普及・啓発及び県産木材の魅力が来場者に伝わり、利用の動機づけになるような工夫があること。 ・セミナーが、秋に開催予定の林野火災現地視察ツアーへの誘導となること。

(2) 林野火災現地視察ツアーの開催

目的	<p>「2 本業務の背景及び目的」を踏まえ、現地視察ツアーの開催により林野火災被災木利用の普及・啓発及び企業等による具体的な被災木利用につながる機会の創出を図ること。(別紙3参照)</p>
委託内容	<p>林野火災被災木利用の普及・啓発及び具体的な被災木利用につながる機会となる現地視察ツアーに係る企画・運営</p> <p>開催日：令和8年11月頃 <u>1泊2日のツアー(1回)</u>とする。 (契約後日程調整)</p> <p>場所：大船渡市内の林野火災現場及び被災木加工施設等 (契約後調整)</p> <p>想定する内容：</p> <p>【対象】被災木利用を検討する企業等の担当者20名程度(中型バス貸切)</p>

	<p>【ツアー内容（想定）】</p> <p>1日目午前 盛岡駅集合後、大船渡市へバス移動 午後 林野火災全般のレクチャー（会議室等）、林野火災現場の視察（大船渡市内宿泊）</p> <p>2日目午前 被災木加工工場等の視察 TEAM 森林再生大船渡メンバー（別紙4参照）等との意見交換 午後 大船渡市から盛岡駅へバス移動し、盛岡駅解散</p>
留意事項等	<ul style="list-style-type: none"> ・契約額には、貸切バス利用料、会場使用料、講師謝金、運営スタッフ（人件費、交通費・宿泊費含む）の等のツアー運営経費を含む。 ・宿泊費及び食費等は、参加者負担とする。 ・ツアー内容の詳細については、契約後に県と調整し決定する。 ・ツアーの告知について、基本的にはセミナー参加者やこれまで関わりのある企業等に行うこととし、不特定多数に対する告知は行わない。 ・視察で終わることなく、被災木利用の具体的な取組につながる工夫があること。 ・ツアーに参加できなかった方にも視察内容が分かるような工夫があること。（レポート・動画等）

7 契約に関する条件等

（1）再委託等の制限

- ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告しなければならない。

（2）再委託の相手方

受託者は、上記（1）イにより本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を、岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならない。

（3）業務履行に係る関係人に関する措置要求

- ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- イ 県は、上記（1）イにより受託者から受託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項への対応について決定し、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に、県に対して書面により通知しなければならない。

（4）権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転するものとし、成果品及び成果品に収められた映像や使用した写真等（以下、「成果品等」という。）は、今後、県が自由に

利用できるものとする。

なお、成果品等は、改変して利用する場合があります、その場合において、著作者の名誉・声望を害しない方法による改変利用については、著作者は作品の同一保持権を行使しないものとする。

その他詳細については、県及び受託者間で協議の上、別途契約書により定める。

(5) 機密の保持

受託者（再委託先を含む）は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(6) 個人情報の保護

受託者（再委託先を含む）は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 66 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならない。

8 成果品

提出すべき成果物は、以下のとおりとする。

- (1) 実施報告書
- (2) 本業務の実施状況を確認できる資料（運営マニュアル、印刷物、実績が確認できるもの、写真等）
- (3) セミナー及び視察ツアーに係るアンケート調査の結果
- (4) 本業務に係る資料・写真等の電子データ 一式 ※

※ 資料・写真等の電子データは、大容量データ転送サービス等による提出、又は DVD・USB メモリ等の媒体に収録し、いずれも Windows11 上でデータの保存、編集、表示が可能であること。電子データの作成に使用するソフトウェアは、Microsoft Office シリーズを原則とし、その他のソフトウェアを使用する場合は、別途協議すること。

9 企画提案に係る留意事項等

(1) 林野火災被災木及び県産木材利用促進セミナーの開催

大船渡市林野火災の復旧に向けた被災木の利用の取組、県産木材の魅力についての紹介については、隣接する県産木材企画展示 in MOCTION の内容を踏まえ、契約後に詳細を決定するものとする。

(2) 林野火災現地視察ツアーの開催

記載の事項にとらわれず、ツアー参加者が被災木を利用する意義やメリットを感じられるような現地ツアーならではの体験ができる企画を提案すること。日程及び行程については、提案内容を踏まえ契約後に詳細を決定するものとする。

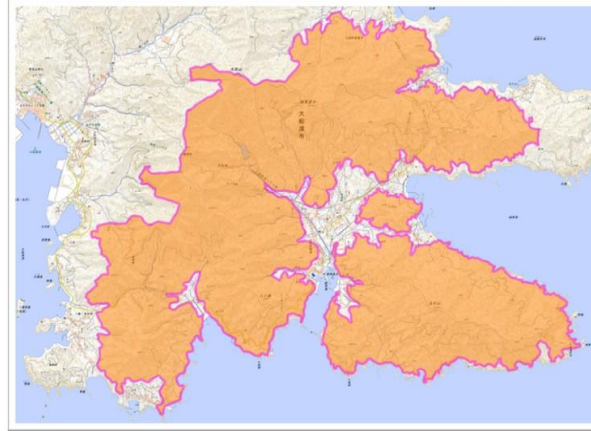
(3) 自由提案

コンペ参加者は、本業務の目的を踏まえ、ツアー参加者による具体的な取組につながるような企画内容を自由提案できるものとする。

1 大船渡市林野火災の概要

○ 森林被害面積 3,370 ha 平成以降で国内最大規模

【森林の被害区域図】



【凡例】
 森林被害が確認された区域

背景図には国土地理院地図を利用しています。

1 大船渡市林野火災の概要

○ 森林関係の被害状況 (令和7年10月28日確定)

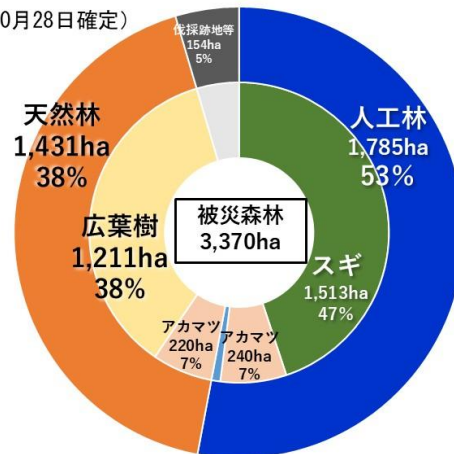
- (1) 被害面積 3,370ha
- (2) 被害額 約59億39百万円
- (3) 内訳

① 所有形態別

区分	被害面積(ha)	被害額(千円)
私有林	2,443	4,446,399
市有林	900	1,430,502
県有林	27	62,314
合計	3,370	5,939,215

② 林種別

区分	被害面積(ha)	被害額(千円)
人工林	1,785	5,429,990
天然林	1,431	509,225
伐採跡地等	154	—
合計	3,370	5,939,215



4 被災木利用促進に向けた取組

被害程度に応じた利用促進を図るため、供給の円滑化に向けた関係者間の情報共有や被災木の需要喚起の取組が必要



被災森林



森林の復旧



別紙2 県産木材企画展示 in MOCTIONについて

岩手県の展示期間日：令和8年7月16日（木）から7月28日（火）（予定）

- 展示内容（案）：①県産木材の特徴紹介（多様な広葉樹、アカマツ等の森林資源と利用実績）
 ②木材製品展示（家具・食器・フローリング材等）
 ③大船渡市林野火災復旧関連木材利用の普及啓発



出展6つのメリット

写真：和歌山県展示をエストニア木材関連事業者が観察している様子

<p>1 お手頃な出展料</p> <p>東京都が出展しているスペースの一部をご利用いただくので、約50㎡の自治体展示エリアを2週間5万円で使用できます。</p> <p>出展料 5万円 (2週間)</p>	<p>2 木製品のPRに最適な場所</p> <p>MOCTIONが入っているOZONEには、住まいやインテリアに関心の高いお客さまが多く来館されます。そんなお客さまに見ていただくチャンスです。</p>	<p>3 SNSとWEBで展示を告知</p> <p>会期の始めにMOCTIONのLINEならびにInstagram登録者に展示内容を告知します。また、MOCTIONのWEB告知のリンク等を自治体でも告知いただくことで手軽にPRできます。</p>
<p>4 MOCTIONスタッフが展示をご案内</p> <p>会期中お会いいただかなくても、設営の際にスタッフに見どころをお伝えいただければご不在時には代わってご説明いたします。もちろん駐在も可能です。</p>	<p>5 商品調査の場として活用</p> <p>展示期間中に、出品した木製品のアンケート（商品調査）を実施できます。アンケートに協力いただいた方へのノベルティをご用意いただく効果的です。</p>	<p>6 出展後もMOCTIONが継続してPR</p> <p>展示期間終了後も、MOCTION内にパンフレット・サンプル等を展示し継続してMOCTION来館者へ出品した木製品をPRいたします。</p>

国産木材活用の企画展示一例



お問い合わせ

出展受付

東京都 産業労働局 農林水産部 森林課
 〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1第1本庁舎21F
 TEL:03-5320-4855
 ※各都道府県担当者を過ぎてご連絡ください。

展示方法等のご相談

国産木材の魅力発信拠点 MOCTION
 〒163-1062 新宿区西新宿3-7-1
 新宿パークタワー リビングデザインセンター OZONE 5F
 TEL:03-6258-0082 info@motion.jp



チラシ作成日：2024年10月



東京都

この活動は東京都が運営しています。国産木材活用・オフィス木質化は、全国各地と東京都が連携して行っています。

別紙3 セミナーと現地視察による被災木利用促進について

ステップ1：林野火災被災木利用促進セミナーによる被災木利用の普及啓発（東京開催）

→大船渡市林野火災の現状と課題について知っていただき、被災木利用の意義について普及啓発



ステップ2：現地視察ツアーによる被災木利用の取組の機会創出（大船渡開催）

→林野火災の現地や被災木の加工工場等を視察するとともに、TEAM 森林再生大船渡のメンバー等との意見交換等を通じ、具体的な被災木利用を検討する。



～大船渡の森林再生を願い、被災木を活用する～



TEAM

森林再生 大船渡

令和7年2月に発生した大船渡市の大規模林野火災は、地域に大きなダメージを与えました。現地では、森林の再生に向けた被災木の伐採が進められていますが、この森林の復興が遅れることは、森林の持つ様々な機能が低下するなどの大きなマイナスになると危惧しています。

この地域の一日も早い復興を願い、川上から川下でチームをつくり、この地域の森林から運び出される被災木を積極的に活用する企画提案を行い、**再生林の促進**への一助としていきます。

被災木：大船渡市大規模林野火災被災地より令和7年2月以降に素材生産された木材
(被災地：大船渡市赤崎町、大船渡市三陸町綾里、大船渡市三陸町越喜来地内)

「TEAM 森林再生大船渡」

発起メンバー：

 岩手県森林組合連合会

 気仙地方森林組合

ノースジャパン素材流通協同組合
North Japan Wood Material Distribution Cooperative



 Butsurin 物林株式会社

後援：大船渡市、岩手県

事務局：気仙地方森林組合 大船渡支所

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る事務の処理又は事業の遂行（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。また、死者に関する情報についてもまた、同様に適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報及び死者に関する情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

(個人情報管理責任者等)

第3 受注者は、業務における個人情報の取扱いに係る管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、個人情報管理責任者及び業務従事者を変更する場合は、書面によりあらかじめ発注者に報告しなければならない。

3 個人情報管理責任者は、個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。

4 業務従事者は、個人情報管理責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。
(個人情報の目的外利用及び提供の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外のために利用し、又は発注者の書面による承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、毀損及び滅失の防止等)

第5 受注者は、この契約による業務を処理するため取得、作成した個人情報等又は発注者から引き渡された文書等に記録された個人情報等を漏えい、漏示、毀損及び滅失（以下「漏えい等」という。）することのないよう、当該個人情報等を安全に管理しなければならない。

2 受注者は、岩手県から文書等の引き渡しを受けた場合は、岩手県に受領書を提出する。

3 受注者は、第1項の個人情報等を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、あらかじめ岩手県に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。岩手県は、必要に応じて作業場所の現況を確認するものとする。

4 受注者は、岩手県が承諾した場合を除き、第1項の個人情報等を作業場所から持ち出してはならない。

5 受注者は、第1項の個人情報等を運搬する場合は、その方法（以下「運搬方法」という。）を特定し、あらかじめ岩手県に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとするときも、同様とする。

6 受注者は、第1項の個人情報等について郵便等発送、電子メールその他アプリケーションの利用等により外部に送付する場合は、その方法（以下「送付方法」という。）を特定し、あらかじめ岩手県に届け出なければならない。その特定した送付方法を変更しようとするときも、同様とする。

7 受注者は、従事者をして前項に基づき届け出た送付方法により第1項の個人情報等を送付させる場合は、次の各号を遵守させなければならない。

- (1) 送付先及び送付物に誤りがないか確認すること。
- (2) 送付先の情報及び送付内容が第三者に知られないようにすること。
- (3) 送付物の内容により適切な送付方法を選択すること。
- (4) 第1号及び第2号について従事者による送付の都度複数人により確認すること及び上記第3号について責任者が了解していること。その他責任者が指示した安全対策を講じること。

8 受注者は、第1項の個人情報等を秘匿性等その内容に応じて、次の各号の定めるところにより管理しなければならない。

- (1) 個人情報等は、金庫、保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室に保管しなければならない。
- (2) 個人情報等を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。

※ 受注者は、第1項の個人情報等についてインターネット上で提供されるクラウドサービス等を活用して取得又は保存等を行う場合、当該サービスのセキュリティ対策等の信頼性が十分であることを評価した上で選定し、利用方法をあらかじめ岩手県に届け出なければならない。その利用を変更しようとするときも、同様とする。

※ 個人情報等を電子データで保管する場合、当該データが記録された外部記録媒体及びそのバックアップの保管状況及び個人情報等の正確性について、定期的に点検しなければならない。

(教育の実施)

第6 受注者は、個人情報管理責任者及び業務従事者に対して、次に掲げる事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

- (1) 在職中、当該契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。退職後においても、同様とすること。
- (2) 特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な事項（資料の返還等）

第7 受注者は、業務を処理するために、(※①発注者から引き渡された、又は受注者自らが取得し、若しくは作成した②発注者から引き渡された③受注者自ら取得し、又は作成した) 個人情報が記録された資料は、業務完了後(※使用する必要がなくなった場合は、)直ちに(※①発注者に返還し、又は引き渡す②発注者に返還する③速やかに、かつ、確実に廃棄する)ものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第8 受注者は、業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等について、発注者の書面による承諾なしに複写又は複製をしてはならない。

(再委託の承諾)

第9 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、発注者が書面により承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。なお、再委託した業務を更に委託する場合も同様とする。

2 受注者は、前項の規定による承諾を受ける場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を発注者に協議し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合において、受注者は再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及び結果について責任を負うものとする。

4 受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理、監督の方法及び方法について具体的に定めなければならない。

5 受注者は、再委託先に業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理及び監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第 10 受注者は、本委託業務を派遣労働者に行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等、個人情報等の取扱いに関する事項を明記し、この契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本特記事項に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

3 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(実地調査)

第 11 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の利用、管理状況等について、随時実地に調査することができる。

(指示、報告等)

第 12 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受注者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故発生時の対応)

第 13 受注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者の指示に従わなければならない。

2 発注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。